

令和元年第3回芸西村議会「定例会」議事日程

令和元年9月11日

日程第1 一般質問

招 集 年 月 日 令和元年9月11日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9 時 0 0 分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	欠	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸 友幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

岡村興樹議員：病気療養中のため欠席

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝渕 孝	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
監 査 委 員	大野 美智子	総 務 課 長	都築 仁	会 計 管 理 者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産 業 振 興 課 長	岡村 昭	土 木 環 境 課 長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教 育 次 長	佐藤 大輔	総 務 課 長 補 佐	長崎 寛司
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産 業 振 興 課 長 補 佐	吉永 卓史	企 画 振 興 課 長 補 佐	藤川 薫

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	池田 豪
--------	------

【議事の経過】

令和元年9月11日（水）

[9:00 開会]

《開会》

○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和元年第3回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 竹内 英樹 議長

日程第1、一般質問を行います。届出順に、順次発言を許します。5番、宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

5番、宮崎です。通告書に従いまして、一般質問をいたします。地震が発生した場合、木造住宅密集地域において、多発的に火災が発生すると消防団の対応力を超えることが考えられます。対応できたとしても、道路状況や水利状況により、火災が拡大して大きな被害を引き起こすことが懸念されます。阪神・淡路や、また東日本大震災でも火災が発生しております。原因としては、通電火災での発生があるとされております。大きな揺れによって、錯乱状況の中でブレーカーを遮断する余裕はなく、電気が通じれば火災へと発展していきます。電気が原因の出火を防ぐためには、避難時にブレーカーを遮断することが有効ですが、地震発生時には、そのような行動がとれる余裕があるとは限りません。そのため、感震ブレーカーを設置しておけば、強い揺れを感じると自動的に電気を遮断することが可能で、電気火災などの出火防止対策となります。行政は、大規模火災のため、火災に強い村づくりや防火管理の徹底など、火災予防の充実を図らなければなりません。ブレーカーを予算の範囲内で全額補助している町がありますが、設置率が高くても、どこから火災が発生するかは予見することは不可能であります。そのためにも、通電火災防止対策として、村内各家庭全てに感震ブレーカーの設置を行政が実施すべきだと思うがいかがでしょうか。

次に、今年5月より、気象庁などが出す大雨や土砂災害の情報と、自治体が出す情報を危険度によって住民がとるべき行動を5段階で表示する運用が始まりました。最近の九州豪雨でも、気象庁から「命を守る行動を」との呼び掛けを何度か耳にいたしました。レベルを分けることで、早めの準備、早めの避難を促し、命を守ることが狙いですが、平成の大雨の時には、低地のハウスは、水が止水シートを超えて、初めて気が付いたとの声もありました。以前と違い、村民の多くの方たちは、携帯やスマホを携行されております。そのため、防災無線放送が雨音で聞き取れなくても、メール配信なら見ることはできますが、ただ、芸西村メール配信やエリアメールの着信に直ちに気付くかといえば疑問もあります。また、メールの見方を知らないという高齢者の方がいるのも現実で、行政は、住民に対して情報が確実に伝達されたのか知るすべがありません。そこで、警戒レベル4になれば、職員を増員して、住民に対して確実に情報を伝達すべきではないでしょうか。また、大雨時に避難誘導や、水害対応に従事する消防団に対して、危険が迫った際に、活動を中止する基準の策定はされているのでしょうか。警戒レベルが高いほど、消防団の出動となり、常に危険と隣り合わせの活動となります。条件が悪化するたびに危険度が増しますが、活動中の団員は、活動に夢中で状況悪化の判断が遅れる場合があります。行政として、しっかりとした活動中止基準を策定しておくべきではないでしょうか。

○ 竹内 英樹 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。宮崎議員の質問にお答えしたいと思います。まず、感震ブレーカーの設置につきま

しては、平成 29 年 3 月議会でもこの件に関して質問をいただいております。その時の村長答弁を引用しますと、「火災や延焼防止に一定有効な機器であるとの認識は持っていますが、貴重な一般財源を投入していくことになりますので、いろいろな課題をクリアし、有効性などを検証していく必要がある」というような内容でありました。その後、近隣の自治体では、高知県の補助事業を使って、津波で浸水しない住宅密集地で、県の地震火災対策を重点的に推進する地域に指定された地区では、整備が進んでいるようです。しかし、それ以外の県内を見てみると、市町村独自で取り組んでいるのは、2 団体とまだ少ないように聞いております。また、補助事業を活用している自治体にも問い合わせをしてみましたが、市町村全域が対象となっているわけではなく、県が指定した重点推進地区のみ、設置をしているというところがほとんどで、感震ブレーカーを対象地区に配布はしたが、設置は個人で行うとしたところもあるとも聞いています。当村はというと、県の重点推進地区の指定はなく、補助事業は使えないというような状況です。ただ、大規模地震の際、防火や延焼の防止というところでの感震ブレーカーは、住宅密集地で一定戸数設置されれば有効であるとの認識は持っていますので、他市町村の動向なども見つつ、事業としての必要性や設置に関する課題もいろいろとありますので、引き続き検討していきます。

続きまして、メール配信の件につきましては、当村のメール配信サービスについては、平成 25 年度からサービスを開始し、防災・気象情報や村の行事や学校行事、防犯情報などを、村内放送と連動した形で運用しております。登録者は 8 月末現在で約 300 件となっていますので、全員にメールでの周知はできませんので、あくまでも手段の一つというふうと考えております。議員のご指摘のありましたとおり、既に雨風が強まってきた状況では、特にハウスなどにいる場合は、村内放送だけでは情報が届きにくいということは承知しているところです。そのため、国の補助事業を活用して、村内放送の内容がメールでも受け取れるよう、メール配信サービスを導入した経過があります。その後、平成 26 年 8 月豪雨の土砂災害や度重なる台風などでも、たびたび避難指示などの情報伝達方法について課題が指摘されております。そのため、それまでもサービスとしてはありましたエリアメールをより簡単に自治体が配信できるようになったこともあり、災害等に関する緊急的な情報配信については、現在エリアメールで行っております。エリアメールは、その地域にいる人の携帯電話などに強制的に情報を発信するもので、携帯電話等の普及率が 1 人 2 台といわれる昨今では、避難情報発令時には、非常に有効な情報伝達手段と考えております。なお、携帯電話を持っていないと思われる高齢者のみの世帯や何らかの障害のある方については、個別受信機を設置することで村内放送の内容が聞けるような対応は引き続き行っていきます。また、以前には周知する対象地区が限定的な場合など、消防団の協力のもと、消防車や役場広報車で広報活動を行ったこともあり、警戒レベル 4 の状況で、村内放送が聞こえづらいような豪雨の際には、消防団員はもちろん、役場職員においても危険を伴う場合に、広報活動を行わせてよいのかなどの課題もあります。実際に必要に迫られた場合には、危険の少ない時間帯で、村内放送が聞こえる状況下での早めの避難情報を検討しなければならないと感じております。ただ、どうしても行政だけの対応では一定の限界はありますので、常日頃から村民自らがテレビやラジオなどで必要な情報を収集し、自分で判断し、避難行動ができるよう心掛けていただくことも大事だと思っています。

最後に、消防団員の活動中止基準につきましては、消防団、水防団の退避基準については、全国的にも策定していない団体が多いと聞いており、国土交通省が退避基準の策定に着手したとの報道もあったところです。当村では過去に大規模な水害はありましたが、大きな土砂災害については、これまであまり事例がないと聞いております。現在、台風など災害が発生する恐れがある場合での対応については、その時々状況により、安全に活動のできる状況でかつ役場職員で対応ができないなど、必要に応じて、消防団団長を通じて出動要請を行っております。過去には、土のう製作と広報活動へ出動した実績があります。これらについては、台風の最接近前の安全な時間帯や昼間の明るいうちに活動を実施しており、夜間や暴風雨が強まっている最中には、安全面を考慮し活動は行っておりません。今後も、安全な活動が行える状況であれば出動要請をかける場合はあると思いますが、危険と判断される場合は出動要請を行わないというのが基本的な考えです。

また、近隣の自治体にも確認しましたが、地震津波に関する活動マニュアルはあるものの、ほとんどが風水害における活動中止基準やマニュアルを策定していないとのことでした。そういった状況でもあり、風水害に関する活動中止の基準については、当村においても策定されておりませんので、現状では突発対応が基本の地震と違い、台風などの風水害の場合は、電話での連絡や情報収集の時間もありますので、その都度判断しながら、安全な範囲での活動を要請することになろうかと思っております。

ただし、携帯電話や無線などが一時的に使用できなくなる可能性がある大規模な地震につきましては、平成25年に消防団活動マニュアルを作成し、大地震の場合や大津波警報が発令された場合の行動や活動中止について確認はしております。ですので、風水害につきましても、国のほうで現在基準を作成しているとも聞いておりますので、一定基準が示されれば、内容を確認しながら村としての基準を策定していかなければならないと考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
5番、宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

通電火災についてですが、通電火災はですね、最初はほんの小さな炎から始まります。人がおれば、たやすく消し止めることができますが、消火活動が不可能なら、その火はやがて大きくなり、隣へ類焼し、延焼し、広がり大火災となるわけでございます。そのためには、火の元を絶つ、これが一番の予防で、耐震ブレーカーを作るとですね、小さな予算で火災を未然に防止できることが可能でございます。先ほど、貴重な財源を使うのはいかがというふうな答えがありました。私はですね、火災は全てを奪い去って行きます。村民の安全・安心のためにも、積極的な対応を図っていただきたいと思っております。

消防団員の活動基準についてですが、国交省が指針を作成しているようですが、国の基準を待つ必要はないと思うんです。これは、村独自になんらかの基準をこしらえて、例えば水害、土砂災害、そういった時に対応するために、私は作っておくべきだと思っております。

当村では、幸いにも過去に大きな人的災害が発生しておりませんが、変わりにその分、体験や経験から得た知識が乏しいと思われま。村の防災計画にはですね、住民に対しての対策は記載されておりますが、警戒レベル4、5段階で出動する消防団に対する記載はされておられません。何かあれば、全ての責任は、行政に掛かってきますので、命の危険にさらされる消防団に対する活動中止基準をしっかりと私は策定しておくべきではないかと思っておりますので、策定をお願いしたいと思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

宮崎議員の再質問にお答えしたいと思います。感震ブレーカーの設置につきましては、近隣の市町村の状況などもありますので、情報収集しながら勉強していきたいと思っております。

それと、もう1点、消防団の退避基準につきましては、災害発生時に緊急出動の場合には、安全面を考慮して出動要請をかけていくことが基本となりますが、消防団と相談しながら、国等の基準も参考としながら、風水害に対応した基準を策定すべく、他の自治体などの情報も収集し検討していきたいと思っております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。宮崎議員からは、災害への備えを万全にすべきではということのご質問をいただいております。その再質問にお答えをさせていただきます。まず、各項目につきまして、基本的な答弁は、担当課長から申し上げたとおりでございます。その中で、感震ブレーカーにつきましては、3000円から2万円を越えるものまで多種多様な器具があるというふうに承知しております。また家庭によっては取り付けられない器具もあるというふうなことも聞き及んでおります。そうなりますと、村が一律で器具を買って配布するということは一見簡単ではございますけれども、例えば配布されましても、高齢者などは設置できない方もいるかと思っておりますので、この方法はあまり現実的ではないのではないかと考えております。一方、希望者のみに設置となりますと、議員ご指摘のように場合によっては、設置していない家屋か

らの延焼などの課題も、依然として残るわけでございます。

そういったこともありまして、県や国で使える補助事業はないか、事業化に当たっては、一定の上限を定めた村独自の限定的な定額補助事業としてできないかどうか、また、器具の設置につきましても、先ほど申し上げましたように、高齢者のみの世帯では、設置できないなどの現実的な問題への対処など整備すべき課題がございますので、ご指摘のように、どのようにすれば全ての家庭に効率的に設置することができるかどうか、近隣の市町村からの情報もいただきながら、引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

次に、避難情報に関するメール配信などにつきましてのご質問ですが、ご指摘のように村内放送やメール配信など限られた手段だけでは、どうしても十分とは言えませんので、さまざまな伝達手段を利用しながら、村民全体に情報が届くように今後も研究努力してまいります。

また最後に、消防団員の活動中止の基準についてのご質問もいただいております。幸い、昔のことまでは、ちょっと分かりませんが、近年におきましては、災害等で消防団員や役場職員が犠牲になったという事例もございますけれども、だからと言って今後もないということは言えないわけでございます。村民も含めまして1人の犠牲者も出さないように、消防団員等の活動基準の明確化は、研究すべき課題であるというふうに感じております。合わせまして、役場職員への教育、団員に対する啓発なども今以上に強化してまいりたいというふうに考えております。

実際に近隣自治体におきましても、基準が明確でない団体も多い中で、国のほうでは基準の明確化について作業に取り掛かっているというふうに聞いておりますので、村独自で策定することも大事とは思いますが、少なくとも国の作業の方向性なども聞き取りながら、策定をしていくことが望ましいというふうに考えております。どうかよろしくお願いたします。

○ 竹内 英樹 議長

1 番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。1 番の岡村俊彰です。通告に従いまして一般質問させていただきます。今年8月8日付けの新聞報道において、高知市では子どもの弱視のリスクを高精度で検査するスポットビジョンスクリーナーという機器を用いて、4月から6月に3歳児健診を実施したところ、治療が必要と判断された14人のうち半分以上の9人は、従来の検査では弱視の可能性を把握できなかったそうです。このスポットビジョンスクリーナーとは、一眼レフカメラのような形で、約1メートル先から点滅する画面を受診する子どもがのぞきこむと、眼球を反射する赤外線屈折率を判断する機器だそうで、弱視のリスクの有無を数秒で判定できるそうです。弱視は、幼児期に早期に治療を始めれば改善するケースが多く、10歳ごろ以降になると、視力の発達が止まり治療が難しくなるなどのことでもあります。当村でも、このスポットビジョンスクリーナーを用いて、3歳児健診を始めたと聞きますが、いつから実施しているのか。

また、高知市の3歳児健診の結果、受診した573人中45人が、眼科での精密検査が必要と判断され、うち20人は従来の検査では該当しなかったそうです。さらに、眼科での精密検査の結果、治療が必要とされた14人のうち9人が、このスポットビジョンスクリーナーという機器を使用しなければ発見できなかったそうです。このような事例から、当村で実施した3歳児健診での結果及び成果はどうであったのかお伺いします。

○ 竹内 英樹 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。岡村俊彰議員の質問にお答えします。まず、3歳児健診にスポットビジョンスクリーナーでの弱視検査は実施されているとのことだが、いつから実施しているのかにつきましてお答えします。スポットビジョンスクリーナーにつきましては、以降、機器と省略させていただきます。機器を使用している弱視検査については、本年度から実施しております。3歳児健診においては、年3回予定しており、1回目を6月に行いました。その際、安芸福祉保健所から機器を借りて検査に使用しました。今後の2回の健診に

つきましても、機器を使用して検査を行うこととしております。

次に、これまでの結果及び成果はどうかにつきましては、結果につきましては、6月の3歳児健診において、機器を使用することで、従来の検査では分からなかった弱視の可能性のある子どもの発見がありました。効果につきましては、6月の先ほどの健診結果や新聞報道にありますように、機器を使用することで弱視の可能性を見つける精度が高くなることから、効果はあると考えております。

○ 竹内 英樹 議長

1 番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

1 番の岡村俊彰です。再質問させていただきます。この機器は現在のところ、県内自治体では、土佐市に続き高知市・南国市・四万十市が導入し、須崎と安芸の各福祉保健所が近隣の各市町村に貸し出しているのですが、各市町村の検診日が重複した場合には、使用できないことが懸念されます。また、この機器を使用する際に特別な資格や免許も必要はないとのことでもありますし、先ほど答弁いただいた結果及び成果が出ているのであれば、将来ある子どもたちのためにも当村でも購入を検討してみたいかでしょうか。

○ 竹内 英樹 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

岡村俊彰議員の再質問の他市町村の重複の部分についてちょっとお答えさせていただきます。当村の3歳児健診の年間の対象者数につきましては、約30名であり、検診は年3回行っております。乳幼児健診の実施日につきましては、毎年2月ごろ関係機関と調整して、翌年度の日程等を決定しています。そのため、他市町村と重複することはありません。今後の借入れの見通しにつきましては、貸し出し条件におきまして3歳児健診において機器を保有していない市町村でありますとか、業者とリース契約やレンタル契約をしていない市町村に優先的に貸し出しすること、また、貸し出しの実施期間につきましては、令和元年度から8年間としていることから当面の間、関係機関との調整で機器の借入れが可能であると考えております。

○ 竹内 英樹 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

岡村俊彰議員からは、3歳児健診での弱視検査についてご質問をいただきました。運用実態につきましては、先ほど担当課長が答弁したとおりでございます。検査機そのものは、大変有用なものでございまして、それは私も十分認識しておるつもりでございます。村独自の導入等もそういった場合に備えましては、喫緊としなければならないのかなというようなことも考えはしましたけれども、担当課に確認しますとその日程的なものをすり合わせながら、日程が重なって機器が借入れができないというような状況、日程設定にはなっていないというような現状ではございますので、今の段階におきましては、こうした借入れということで、健診に十分対応できるのではないかなというふうに考えております。しかしながら、申し上げましたように、どうしても日程的に健診で使えないというふうなことでありますとか、何らかのまた新たな支障が出てきたとかいうふうなことが発生してまいりました場合は、機器には十分な有効性があると思っておりますので、業者からのレンタルや、あるいは購入等につきましても、その時点で改めて検討はしていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

6 番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

6番、安芸友幸です。通告に従いまして、教育長と村長に質問します。まず、教育長に質問します。グローバル社会で輝ける子どもをどう育成するかについてです。まず1点目に、実態把握として本年度の学力・学習状況調査、これから学テと言わせていただきますが、の結果が公表されました。全国と高知県の平均と比べ、当村の子どもたちの結果はどうであったか、また、前進したこと、課題、今後の指導の重点について質問します。

本年度から中学3年生の学テに英語が導入されました。新聞によると、高知県は英語が非常に低く、特に話すことに課題があるとのことでした。そこで2点目として、英語教育について質問します。グローバル社会に対応するために英語力、特にコミュニケーション能力が求められます。2020年より小学校では英語が教科となりますが、本年度より芸西小学校でも、既に5・6年生は週2時間、3・4年生は週1時間、1・2年生は年間で数時間の英語教育がスタートしています。学習指導要領では、カリキュラムマネジメントを中核に英語教育の質の向上を図ることを目指していますが、大まかにいえば教育課程に基づき組織的かつ計画的な教育活動の推進ということだと思います。当村では、保幼小中各1校ですので、保育から中学校を見通した一貫教育の研究をすることは英語教育にとってとても効果的で、重要なことだと思いますが、教育長はどのように考えられますでしょうか。この一貫教育を推進して子どもたちに確かな力をつけるためには、教育の推進リーダー、またはコーディネーターといえると思いますが、と地域住民、退職教員など支援できる人材活用が必要ではないかと思えます。そして、その研究をとおして、学力補償を図るべきだと思いますがどうでしょうか。

小学校で、英語が教科になったことで、困難が予想されることもあると思います。例えば、子どものしんどさとか、教員の負担が増えるのではないかということです。教員の労働時間については、ものすごく長いということは知られていることで、特に、OECDの調査では、世界48カ国中突出して1位という結果も出ていますので、労働時間がさらに増えるのではないかと、英語という専門性が小学校の先生に要求されるということも、大変なことであると思います。また、中学校入学までに、既に英語嫌いの子どもが増えているのではないかと。書くことを学ぶ、これは小学校5・6年生から入るようですが、そのことで覚えられずに意欲減退をする子への手立てなども、差し迫った課題ではないかと思えます。このように、教科化になることで心配される子どもや教員の問題を克服し、地域の特性を生かした英語教育の発展のために、ぜひ研究してほしいと思いますが、どうでしょうか。本来、英語を学ぶということは、異文化に触れ、英語でコミュニケーションができるという楽しさや、好奇心と喜びがあるはずで、小学校での英語がスタートしたことで、子どもたちは今までより、さらに学力が伸び、楽しく、夢のあるコミュニケーション活動ができるような教育をぜひしていただきたいと思えます。

そのために、もう一つの提案ですがICTを活用した、遠隔地や海外の子どもとのコミュニケーションができるような方策を考えてはどうでしょうか。ぜひ、前向きに検討していただきたいと思えます。

次に、村長に若者の投票率を上げるにはどうすればよいかということをお聞きします。2016年7月の参議院議員選挙から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。そして、今年7月の参議院議員選挙は18歳選挙権がスタートして3年、3回目となりました。けれども、今回も高知県全体の10代の投票率はとても低く、24.58%、4人に1人しか投票へ行っていないことを知りました。当村の状況はどうでしょうか。18歳選挙権が始まって以来、3回の選挙の年代別投票率をお聞きしたいと思います。また、投票率の高い年代は、どのようになっているかもお聞きします。

自分たちの思いや考えを政治に反映してくれる代表者を選ぶ選挙は、民主主義を実現し、よりよい社会をつくるために欠かせないことだと思います。10代の投票率が低いことは残念で何とかしなくてはと思いますが、村長はどのように思われますか。

次に、主権者教育、主権者意識についてです。18歳選挙権のスタートとともに、主権者教育の必要性が論じられ、さまざまな取り組みがなされています。主権者教育とは、政治の仕組みや選挙の仕方を習得するだけの教育ではないと思います。主権者として、社会の中で自立し、他者と連携、共同して生き抜く力を付ける。また、地域や社会の一員として、よりよい社会をつくるため考え、意見を持ち、行動できる力を付けることを学ぶ教育だと思います。子どもたちが、小さい頃から主権者意識を持ち、社会の一員として社会に目を向けさせる教育は、とても重要だと思います。そこで、当村、学校の主権者教育の取り組みについてお聞きします。主権者教育は、学校だけに任すのではなく、家庭や地域でも必要なことです。社会問題や、地域の課題など、年代を超えて話し合う場があったらよいと思います。例えば、地区懇の活動拡大版とかですが、

どうでしょうか。今年の選挙が終わって若い人たちに聞いてみました。選挙へ行かなかった理由については、「めんどろだ」「時間がない」「興味がない」「期待していない」「分かん」「変わらん」「政治不信」「政治との距離を感じるから」などという意見でした。しかし、一方、選挙へ行った1人の若者は、「絶対選挙に行かないかんと思っているので行った。けれども、立候補者のことがよく分からず、本当に悩んだ。もっとテレビで、情報発信をしてほしい」という真面目な意見を聞いたことでした。若者の意見を聞いて考えてみましたが、選挙の情報発信や啓発活動の工夫、そして投票の仕方や投票場所を増やすなどの工夫はできないものでしょうか。多くの人が選挙に行こうという気になるために、私たちができることはないか考えることも大事だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○ 竹内 英樹 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

おはようございます。安芸友議員の質問にお答えします。グローバル社会で輝ける子どもの育成をとの質問で、2点質問をいただいております。1点目の全国学テの結果でございますが、小学校では、国語が全国・県の平均正答率と比べまして若干低く、算数はおおむね全国・県の平均値でございました。中学校では、国語が全国平均より若干低く、おおむね県の平均値、数学はおおむね全国・県の平均値、英語は全国より低く、県より若干低い結果となりました。中学校では今回初めて、議員もおっしゃられたように英語が実施されまして、書くこと・読むこと・聞くことに加えまして、コンピュータを用いた話すことの検査が実施されました。その中で、書くことではスペルミス、話すことでは即興で答えることを求められたため、それらで課題が見られました。今後の指導とございますか、これらを補うために、書くことでは、県が発行しております単語帳を活用した単語テストを繰り返し行い、話すことでは、ALTを活用した即興で英語に答える、英語による受け答えをするパフォーマンステストの実施や、英語での文書構成力を養うために、まずは、他教科などと連携し、日本語からきちんと文章で表現する力を養成していくことが大切であると考えております。

2点目の英語教育について一貫教育の研究をとのことでございますが、議員もご存じのとおり、本村では、就学前からALTを保幼小中へ派遣しまして、英語教育に取り組んでいるところでございます。このことは、幼児期より母国語以外の言語に慣れ親しむ上で、大変効果が見込まれております。ただ、小学校に新たに教科として導入されました英語では、従来の外国語活動では課せられていなかった、書くことが求められております。そこで、小学校では、中学校での学習内容を見越した教育課程の編成、そして、小中とも、今後の高校入試、大学入試を鑑みまして、連携の強化を図る必要があります。そのような観点から、本年度は、4月に中学校の英語担当教員に小学校の教諭を兼務する発令を出しまして、月1回程度ではございますが、小学校での授業を行い、交流を図っているところでございます。

研究の推進リーダーと支援できる人材の活用につきましては、今、県教委のほうで、県内全域から英語教員25名程度を選出しまして、中央部に集めまして、研修を実施しております。その中に、当村の英語教員も英語教育の中核となるべく参加をしております。小学校では、現段階において、教育養成課程で英語科の教育実習などを経験していない教員が多数であるため、英語には不慣れな教員が多いです。今後は、県教委などとも連携しながら、議員のご指摘にありまして、地域の方々の人材活用も含めた、職員の負担軽減、そして何よりも、小学校段階からの英語教育の充実を図る必要があると考えております。

次に、夢の持てるコミュニケーション活動ということで、英語が嫌いな児童対策はどのことでございます。小学校では、低学年から英語に親しむ時間をつくりまして、ALTと楽しい時間を過ごすことにより、英語嫌いを出さないようには取り組んでいます。中学校入学段階で、英語に苦手意識を持っている子どもに対しましては、現在、身の回りには、英語が満ちあふれているとのことを再認識を促します。例えば、海外の映画鑑賞をする際には、吹き替えではなく、字幕版を見るとか、街頭の看板やポスター、テレビのCMなどで使用されている英語の読みや意味を調べることを利活用することで、英語が身近な存在であることを認識させる。これが、中学校では、週4時間しかない英語の授業を補完するのではないかと考えます。

ICTを活用しての海外の子どもとのコミュニケーションにつきましては、本県におきましても、実践報告されております。そこで実施されている小中一貫の取り組みには、大きく成果を上げていると聞いています。ただ、インターネットを通じた諸外国とのビデオチャットを実施するには、相手方の開拓であるとか、

さらなる通信インフラの整備などクリアすべき課題がありますので、今後、研究を進める必要があると考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

安芸友議員の若者の投票率を上げるにはどうすればよいかというご質問にお答えしたいと思います。まず1点目の18歳選挙権以後の当村の投票率につきましては、直近の国政選挙の状況を申しますと、徳島県との合区後初めて行われた平成28年の参議選の投票率は43.80%、うち10代の投票率が約30%、平成29年の衆議院選が49.71%、うち10代は約31%、今年の7月の参議選については、全体で46.85%、うち10代は約28%、以下20代が32%、30代が36%、40代43%、50代50%、60代56%、70代以上が50%となっておりますが、特に投票率が低い10代・20代の投票率は、30%前後で推移しており、3人中2人が棄権している状況にあります。

続いて、2点目の10代の投票率が低いことをどう考えるか。選挙権年齢が満18歳に引き下げられ、今回の参議院選は3回目となる国政選挙となります。当村の10代の投票率を見ますと、27.94%で県平均の24.58%よりは、やや上回ってはいますが、前回平成28年の参議選の時よりも、1.91%マイナスになっております。ただ、投票率が低いことは10代に限ったことではなく、ここ数年は、村全体としても県平均より低い投票率との結果が出ております。特に10代から20代前半の学生と思われる年代では、住民票を異動させずに県外の大学や就職するということが多いと聞いておりますし、10代の有権者数自体が少ないため、1人棄権すれば割合が大きく下がることも原因と考えられます。

また、国政選挙に限らず、村議選の投票率も平成14年までは80%を超えておりましたが、平成18年は67%、平成22年は73%、平成26年には61%、平成30年は無投票でしたが、毎回最低を更新するような状況が続いており、政治への関心が薄れているのではないかと感じております。

投票率の低下については、全国的にも同様の課題であり、どこの自治体でも頭を悩ませていることだと思います。村でも、どうしたら投票に来てもらえるのか、興味を持ってもらえるのか、常に考えてはおりますが、これといった解決策がないのが現状です。

村での対策といたしましては、以前にも投票率についての一般質問をいただいておまして、その答弁と重複するところもありますが、新たに有権者となった18歳の方や成人式で、選挙啓発パンフレットを配布したり、実際の選挙が行われる際には、村内放送やメール配信サービスで投票の呼び掛けなどを行っております。また、「投票所に入りにくい」、「人が多すぎる」などのご意見もあり、選挙従事者を減らしたり、未成年の同伴者も制限しないなどの対策や本年7月の参議選では、通常より村内放送やメールの配信回数を増やすなどし、広報活動の強化等対策を行っておりますが、残念ながら目に見える成果に結びついていないのが現状です。

続いて3点目、当村学校の主権者教育の取り組みにつきましては、主権者教育への取り組みということで、今回は投票率に関するご質問ですので、選挙管理委員会の事務局でもある私のほうから答弁をさせていただきます。昨年の12月に中学校の生徒会役員選挙の前に、県の選挙管理委員会書記の方に出前講座を開催していただき、選挙の歴史や18歳から投票ができること、投票したら終わりではなく、投票した候補者についても関心を持ち、次の選挙に役立ててほしいことなどの講和をいただきました。私自身も同席させていただき、投票用紙を破ってみたり、半分に折っても自然に開いてくることなどを実際に自分の目で見ることで、少しでも選挙に興味を持ってもらえたのではないかと感じました。今後はといいますと、授業時間数の制限等もあり、毎年ということは難しいかもしれませんが、生徒会役員選挙などを通じて、今後も出前講座の開催や模擬投票など、啓発に取り組めるよう学校や教育委員会と協力していきたいというふうに考えております。

もう1点、社会問題や地域の課題などを、年代を越えて話し合う場が必要ではないか、例えば地区懇の工夫などということですが、議員のおっしゃるように地域の課題などを各年代から意見を頂ける機会があれば、良いと思いますし、そういった場として地区懇談会を毎年開催しているところです。本来であれば、そういう場で、各地区の各年代でさまざまなご意見を頂戴し、事業や予算に反映させていきたいと考えておりま

すが、出席者はあまり多くないのが現状です。

ただ、本年度につきましては、企画振興課が主体となって、村の第2次人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しを行っており、その取り組みの一環として、住民を対象としたアンケート調査や中学生とのワークショップを開催する予定であり、さまざまな立場から課題や村づくりについて直接意見やアイデアを出し合う、よい機会になればと考えております。そういった機会を通じて、行政の取り組みや村づくりに興味を持っていただくことで、将来的には政治への関心や投票率の向上にもつながっていくのではないかとこのように考えております。

最後の選挙の情報発信、選挙の仕方や場所などの工夫ということですが、選挙の情報発信ということにつきましては、選挙に立候補された方の主義主張については、有権者自らが選挙の公報誌や報道機関等で情報収集していただくこととなりますが、投票時間等に関する情報については、村で引き続き行っていきます。また、投票の仕方や場所ということで、期日前投票所の量販店への設置であるとか、移動投票所であるとかにつきましては、全国的に導入している所はいくつかあり、高知県内でもあると聞いております。今後、人口減少に伴い投票所の統廃合なども踏まえ検討していく中で、そういった期日前投票所の拡大であるとか、移動投票所であるとかということも検討の項目の一つとして考えていきたいと思っております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

安芸友議員からは、私のほうには、若者の投票率についてのご質問をいただいております。担当課長のほうから基本的な答弁がありましたので、私のほうからは、ご質問のうち主権者意識、社会の主人公という意識を持つことが大切じゃないのかというようなことにつきまして、重なるところもありますが、ご答弁させていただきます。改めて私から言うまでもございませんが、私たちの日々の暮らしと政治というものは、密接につながっております。誰もが安心して豊かに暮らす社会を実現するためにも、国や社会の問題を自らの問題として捉えて、自ら考えて、自ら判断をして、自ら行動するという主権者として、一人ひとりが意識をして生活するということが大変重要なことだというふうに思っております。

また、選挙権が18歳に引き下げられたことで、若者の声が直接政治に届くようになったわけですから、主体的に政治に関わる意識を醸成する上でも、学校現場での主権者教育というのは、ことさら重要であるというふうに認識をしております。こうして、主権者教育をきっかけに社会の問題に向き合うことで、着実に社会の一員としての自覚が育まれてくるものというふうに期待をしております。

ただ、一方で、議員ご承知のようにですね、高校生につきましては、学校の内外における選挙運動や活動について制限もありますから、学校現場におきまして、政治的な中立の確保などにも十分留意しながら根気強く主権者教育を実施していただけることを期待をするというふうなところでございます。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
6番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

再質問させていただきます。まず、英語のことですけれども、実テの結果も、学校の取り組みの成果がかなり上がってきているということで、非常によかったと思っておりますが、英語については、まだ改善の余地があると思っておりますので、今回のテストずっと見てみたんですけれども、やっぱり低かったというのは仕方がないことではないかなと。やっぱり、授業でやってないことはできないのが、ほとんどの子どもは当たり前ではないかと思いました。今後に期待したいというふうに思いましたし、そのテストの点、1点、2点でどうこうということは、私は考えるべきではないのではないかと常々思っています。テストは、やっぱり学力の一部ですので、子どもの生活環境の違いなどもありますので、あまり平均点が、1点、2点とかいうことではなくて、やっぱり子どもが、全ての子どもが、こう楽しく英語の勉強ができる、英語だけに限らず教科の勉強ができるという配慮というか、そういうことが大事じゃないかと思いました。問題は、ただ、点数よりも、

学習状況調査というのが、同時に行われているわけですが、この中で、英語の勉強が好きか嫌いかという問いがあったんですが、中3で、もう既に半分半分でした。「当てはまる」という表現でしたけれども、好きということに「当てはまる」、「どちらかと言えば当てはまる」ということと、「当てはまらない」、「どちらかと言えば当てはまらない」。これは、好きと嫌いということなんですけれど、これが半々ということは、既に、この半分がもう好きではないということの現実が問題ではないかと思いましたが、その対策というのが、むしろ大事ではないかと思えます。それから、小学校の先生にとっては、若い人は勉強していますけれども、ベテランといわれる年代の方は、小学校で英語を教えようと思って教師にはなっていないんじゃないかと思えます。大変、専門性が問われる指導をしなくてはならなくなって大変だと思います。それから、芸西村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも随分前から、芸西村に住むと自然に英語が身に着くという取り組みを打ち出されておりますので、ちょうど小学校とも連携をしながら、また村全体が英語の力が伸びる村づくりってところへ持って行っていただけたら、非常にいいんじゃないかと思えますので、研究のこともいろいろお聞きしましたが、子どもたちが生き生きと英語に取り組める方策というかそういうものを、研究し続けていただきたいと思います。

それから若者の選挙、投票率につきましては、いろんな対策を教えてくださいまして、よく分かりました。学校まかせとか、若者の責任だけというのではなくて、私たち特に議員も、これからよく考えて、何か取り組みもしていけないかと思いました。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

安芸友議員の再質問にお答えします。まず、中3の英語が半分ぐらい嫌いだということは、それは、小学校からずっとやってきて、分からない人がおったからやと思います。1・2年のアンケートに対しましては、今朝ちょっともらってきたんですけれども、「長い語句を使って英語で表現することが好きですか」という問いに、1・2年生は83%の方が「好きですよ」というお答えになってますんで、今後、学年が上がっていくにしても、英語が好きになってくるんじゃないかなとは思っております。

連携して英語に親しむということは、今、保・幼のほうにはですね、まず英語の音楽を聞かせてはどうかということをおっしゃっています。まず、耳から聞いて入ることが大事やないかなと思っております。そのような指示をしているところです。すみません、答えになっているかどうか分かりませんが、以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安芸友議員のほうから、投票率につきましては、ご質問というふうな再質問ではなかったように先ほどの発言は思いましたけれども、また重なる部分ありますけれども、総括的な形で私のほうから一言ご答弁をさせていただきますと思います。

先ほど、担当課長のほうから言いましたように、若者に限らずですね、村全体の投票率が年々低下をしている状況であります。その状況につきましては、課長から答弁があったとおりでございます。また、村の一番身近なその選挙であります、村議選におきましても、先ほど課長が申し上げましたように、残念ながら、毎回最低投票率を更新している現実がございますので、全国的な問題ではありますけれども、住民意識の政治離れが進んでいると言わざるを得ないというふうな考えております。また、社会的な大きな背景といたしまして、戦後の混乱期から始まりまして高度成長期やバブル期、そしてその崩壊、そして低迷期を経て、その後の景気回復と、この何十年もかけて社会というものが、成熟を遂げました。その間におきまして、初期のころは、全国的に社会基盤の整備すらままならず、道路一方においても行政の手が届くところと、そうでないところの地域の差が大変激しゅうございました。そうしたところから、自分の地域から議員が出るかどうかだけ一つとってもですね、住民の関心はひととき高く、非常に政治的な力によって、地域が少しでもよくなればといった政治に対する渴望のようなものも、今よりもずいぶん強かったと思います。ところ

が、平成を経まして道路などの基盤整備や情報化がこれほど進んでまいりましたので、以前よりはるかに地域の隅々に、平均的に行政の目や事業が行き届くようになってきております。こうしたことも、以前のような日々の不満からきます政治に対する思い、切迫感のようなものが次第に薄れてきて、結果として、政治や選挙への関心の低下につながってきているのではないかというふうに個人的にも考えております。いろいろ申し述べましたけれども、若い世代を含めた政治離れの改善策、なかなか難しいものがございます。やはり、広報活動や啓発活動の地道な継続、そして学校なども連携をして、投票率の向上につながるような取り組みも根気強く考えていく必要があるのではないかと思います。また、国におきましては、法改正も含めたこうしたことに対する取り組みが、始まっているというふうにはお聞きはしておりますけれども、そうした要望の声も自治体のほうからも上げていかなければならないというふうに考えております。加えまして行政や、選挙管理委員会の努力だけでは、どうしても不十分なところもございますので、議員が先ほどもおっしゃいましたけれども、地域に直結されている議員の皆さま方におかれまして、日頃それぞれの議員活動を通じまして、政治への関心や投票率の向上につながっていきますように、お力添えを賜ればありがたいと、このように考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番、松坂です。通告に従いまして、和食津波避難タワーの改良について村長に質問をいたします。ご案内のように、南海トラフ地震の発生確率は、今後30年以内に80%といわれています。平成26年6月策定の芸西村地域防災計画地震津波対策編を見ますと、芸西村の最大浸水深は、多くの浸水想定区域で1メートルから10メートル、一部地域では15メートルに達する。芸西村の海岸には、10分から20分後に津波が到達し、30分から40分後には、平野部の内陸1キロメートル程度が浸水するという想定となっています。その対策の一つとして、和食津波避難タワーは建てられています。その建物の概要は、2階建てで、2階部分は地域の集会所となりその屋上部分が避難場所として指定されています。屋上ですので、当然屋根となる物はなく、風をしのげる囲いもありません。「屋上に雨や風をしのげるものを何かつけてほしい」という声が地域にはあります。地震時、津波警報が出たとき、雨が降っていないということも、また言い切れません。香南市の津波避難タワーを見ても、屋上部分に海拔何メートルという標示があり、その上に屋根があるという構造になっています。当村の津波避難タワーは、和食の前高といわれる砂丘の東端にあり、海岸も近く、高台といってもかなり低くなってきている。そんなに高くは感じません。より高い所に避難したい、その時雨が降っていたらイメージを湧かせ、屋根を付けてほしいという地域の心情、私はよく分かります。屋上に滞在する時間は、今やっている避難訓練のように、5分、10分で解散というものではありません。津波警報が出ている限りは、避難は続きます。香南市のように、屋根があるのが避難タワーのあるべき姿ではないかと私は思います。なぜ、和食避難タワーは屋根のない構造に作っているのか、まずお尋ねをします。

また、今からでも雨、風をしのげるものに改良すべきではないかと思いますが、村長の見解をお尋ねします。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員のご質問にお答えしたいと思います。津波避難タワーにつきましては、現在村内に3カ所設置しております。3カ所とも地区の避難者数や避難可能距離、建築場所などを検討し、また地区住民と協議を重ねた結果、現在の場所・構造としております。地区の避難者数の想定を基に、2階部分と屋上部分に避難していただくこととしておりますが、屋上部分につきましては、屋根は設置しておりません。ただ、屋根はないものの、ブルーシートなどで雨をしのげるよう鉄骨で枠組みは設置をしております。

津波避難タワー建設につきましては、当村では平成24年から設計、工事に着手しており、県下でも早いほうだったと記憶しております。当時は、県の津波避難タワー設計の手引きに基づき設計をしております。屋

根についても、ヘリコプターによる救出の妨げとならないような構造を検討することとされております。そのような検討も踏まえた上で、現在のような構造で理解していただいていると認識しております。仮に、屋根を設置するにしましても、タワー自体、高所にありますので、台風などで飛ばされる危険がないような頑丈な構造、また近隣への日当たりの問題や維持管理費等の問題もあり、設置費用もそれなりに高額となることも予想され、建築基準法の許可等も当然必要となります。また、近隣の市町村にもタワーが何基あります。全てに屋根が設置されているわけではありませんし、構造上屋根がなければ、危険であるとか違法であるとかということではありませんので、現状では常設の屋根の設置については、緊急の必要性は感じておりません。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

再質問を行います。課長の答弁では、緊急の必要性はないということでした。その理由の一つに、非難した人が取り付けるようになっていたのがありましたけれども、それは意外と難しいことではないかと思えます。どんな物か僕も見えていき分かりませんが、それなりにやり方を知った人がいるとか、それなりに力のある大人がいるとか、そういうことを私は感じますので、ワンタッチのテントがあるでしょ、6本脚の、そういうのをやるにしても、それなりにやっぱり苦労する場合がありますね。だから、屋根が簡単に付けれるということも、そんなに簡単じゃないかと思えます。それに、津波で避難したときに、そんなことをまず最優先でやるような余裕があるのかとか、もっと大事なやるべきことが発生しているのではないかということも考えられますので、私は屋根は当然あったほうが良いかと思えます。

それと、いろいろ技術的な問題とかも言いましたけれども、私は、屋根自体は津波から人を守るものではなくて、雨風をしのげるものであったらいいので、香南市のようにそんなに頑丈な物にする必要もないのではないかというふうにも思えます。それと、そもそも建築基準法とかいうのは、そんなに関係のない話ではないかという話もあります。そういうことですね。要はですね、村長が、屋根がなくてもいいと考えるのか、できたらあったほうが良いと考えるのか、絶対必要だとかう考えるのか、そのことによって設置するかどうかのことは決まってくると思いますので、ぜひ村長の考えをお尋ねしたいと思います。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

私のほうから、松坂議員の再質問にお答えできる場所はしたいと思えます。まず、ブルーシートとかで簡単にできるのかということですが、実際設置はしてはいたんですけども、私のほうで見た限りでは、枠組みがありますので、そこにブルーシートを引っ掛けて、ロープで止めるというような簡単にできるように感じております。

あともう1点は、頑丈な物でなくてもよいのではないかということですが、高所にありますので、高い場所にありますので、ある一定は頑丈で、もし仮に付けたらすれば、頑丈で強固な物というのが前提となると思えます。その場合には、当然、建築基準法の許可というものは、現在の状態で取っておりますので、その分重みがかかるであるとか、風の影響を受けるであるとかといったところでのすり合わせとか、許可等は必要になってくるというふうに思えます。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員のほうからは、津波避難タワーについてのご質問をいただいております。先ほどの課長答弁と重複するところもありますけれども、津波避難タワーというのは、建設当時の設計段階では、村内にあまりな

い高層建築物となりますために、県の設計手引きを基準にしたということをお先ほどご答弁は申し上げました。その上で、地区の住民さんと担当が知恵を出し合って、協議を重ねて整備していったというふうにお伺いしております。

タワーの整備そのものにつきましては、実質、村の負担が少ない補助制度を活用しておりますけれども、整備後は村が維持管理を全面的に行うことになっておりますので、設計の段階から維持経費が少しでも少なくすむように工法や構造を考えながら整備を行ったというふうなことでございます。

また、タワーは本来何らかの理由で逃げ遅れた方が、より安全な避難場所へ逃げる余裕がない場合に緊急的な避難場所として考えられておまして、長期間滞在するという、いわゆる避難所という役割ではありませんので、他の一次避難所と同じように屋根は設置していないというのが現状であります。仮に、屋上に、屋根の上において雨などが降ってきた場合には、一時的に2階部分に避難をすることもできるというふうを考えております。

しかしながら、今後、全国的にタワーの建設がまだまだ進んでまいりますので、国などにおいて、このような関連施設の基準として、屋根の設置が義務付けられるような方向性が出てくれば、当然改めて検討していく必要はあるというふうには考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

再々質問を行います。課長も、村長も、この設計には地域の人の声を反映してやっているという話をされましたけれども、地域の人の声が屋根を付けてほしいということになっていきますので、それは、その声は無視しないでほしいというのが私の思いです。

特に、地域防災計画の中にも、津波避難場所の指定の留意点として、予想される津波より大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましいというのもあります。和食津波避難タワーは、そこからさらに避難する場所はございませんので、逃げるとしたらより高くということになってくると思いますので、村長先ほど、「雨が降ってきたら、2階へ避難したらいい」とか言いましたけれども、やっぱり高さをですね、確保していくことが、私は必要だと思います。村が策定した防災計画にも避難場所の海拔、全部表示していますよね。だからその表、ほんなら2階でよしとするならば、その避難場所の海拔表示も全部変えていかんといかんということになりますので、ぜひ屋根を付けるということは、再度検討してほしいと思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

屋根の整備はそれでも必要だと思うがというふうなご質問でございましたので、ご発言がご質問というふうなことではなかったですけれども、再度答えさせていただきます。いずれにしても、村としてこの屋根に限らずですね、さまざまな地域の声というものに対応をすべく努力をしておまして、そうしたそれぞれの課題の解消に向けて、限られた財源を投入して、最小の経費で最大の効果が出せるように考えて、やむを得ずその中に優先順位というものが出てまいりますので、各分野での事業の実施をしておるのが現状でございます。避難タワーに屋根がないことで直ちにいわゆる違法性がありますだとか、議員が高さのご指摘がありましたけれど、そうしたものにつきまして、避難に具体的かつ重大な支障が出てくるとか、そうするような、すぐにも解決すべき用件が発生をしない限りは、村の抱える事業の全体的な優先順位はそれほど高くはないというふうには言わざるを得ませんので、現時点での見解として申し述べさせていただきます。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[10 : 20 散会]